

匝瑳市第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定により、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業のうち、第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

(旧介護予防訪問介護相当サービスの基準)

第3条 第1号訪問事業のうち、旧介護予防訪問介護相当サービス（旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。）に係る基準は、旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による基準とする。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(旧介護予防通所介護相当サービスの基準)

第4条 第1号通所事業のうち、旧介護予防通所介護相当サービス（旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。）に係る基準は、旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準とする。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第106条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。